

令和 8 年度高知県職員（看護教員）採用選考考查実施要領

令和 8 年 8 月 1 日
高 知 県

1 募集（採用予定）人員

2 名

2 受験資格

次の（１）から（４）までに該当する人

（１）昭和 4 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人

（２）次のアからウまでのいずれかに該当する人

ア 保健師、助産師又は看護師の免許を有し、保健師、助産師又は看護師として 5 年以上業務に従事した人で、次の①から③までのいずれかの研修を修了した人又は令和 9 年 3 月 3 1 日までに修了する見込みの人

① 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）

② 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

③ 国立保健医療科学院の専攻課程（平成 1 4 年度及び平成 1 5 年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成 1 6 年度）

イ 保健師、助産師又は看護師の免許を有し、保健師、助産師又は看護師として保健師助産師看護師法（昭和 2 3 年法律第 2 0 3 号）の規定に基づく保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 2 6 年文部省・厚生省令第 1 号）別表 3 に規定する専門分野の教育内容のうち一つの業務に 3 年以上従事した人で、大学において教育に関する科目を 4 単位以上履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人

ウ 保健師、助産師又は看護師の免許を有する人で、採用後、上記アの①の講習会の受講が可能な人（ただし、保健師、助産師又は看護師として 5 年以上業務に従事した人に限る。）、又は保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 に規定する専門分野の教育内容のうち一つの業務に 3 年以上従事した人で、上記イの単位履修が可能な人（ただし、大学において単位履修する場合は、大学卒業資格を有すること又は取得することが必要）

（３）次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）に定められている永住者

- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者
- （4）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人
- ア 拘禁刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮を含む。）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

3 応募（受験）の手続

（1）申込方法

原則として、インターネットにより申込みをしてください。

（申込の流れ）

事前準備 → 申込システムにアクセス → 会員登録 → 会員登録（登録情報を編集）
→ エントリー → 申込完了

※ 申込みは、「会員登録」及び「エントリー」が必要となります。

※ 受付期間内に「エントリー」まで完了しなかった場合は、受験できません。

高知県総務部人事課のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力のうえ、受付期間中に送信してください。

なお、次の書類については、申込システムに添付してください。

ア 保健師、助産師又は看護師免許証の写し1部

イ 「2 受験資格」（2）のアに該当する人にあつては、専任教員養成講習会等の修了証書の写し1部、または受講中の場合にあつては、各教育機関の在学証明書1部

ウ 「2 受験資格」（2）のイに該当する人にあつては、最終学歴を証するもの及び成績証明書各1部、または単位取得中の場合にあつては、各教育機関の在学証明書1部

事前準備

申込みには、次のものがが必要です。申込手続を行う前にご準備ください。

①パソコン又はスマートフォン

【推奨環境】Google Chrome、Microsoft Edge、Apple Safari 最新版

②本人のメールアドレス

受信設定をされている場合は、事前に「public-connect.jp」のドメインから送付されるメールを受信できるように設定してください。

③PDFファイルを読むためのソフト（Adobe Acrobat Reader 等）

④証明写真データ

- ・最近6か月以内に撮影した背景無地、脱帽、上半身、正面向きで本人と確認できるもの。
- ・ファイル形式は、画像（.jpg、.jpeg、.png、.webp）のみとなります。
- ・ファイルの推奨サイズは、縦横比4×3の比率です。
- ・一般的な証明写真データであればアップロード可能ですが、ファイルサイズが大きい場合は、通信環境の影響でアップロードに時間がかかる場合があります。

※印刷した証明写真を撮影したものや、背景が無地となっていないものは使用できません。

申込システムにアクセス

高知県総務部人事課のホームページから「高知県職員採用試験等申込システム」にアクセスしてください。

- ・会員登録をしていない方は[会員登録](#)に進んでください。
- ・会員登録をしている方は[エントリー](#)に進んでください。

会員登録

利用規約を確認し同意のうえ、「お使いのサービスで簡単登録」又は「メールアドレスで会員登録」から、入力画面に従い、メールアドレス、生年月日、性別、パスワード等必要事項を入力し登録してください。

登録したメールアドレス宛てに「会員登録のお願い」メールが送信されますので、本文中に記載されているURLをクリックすると、「登録完了のご連絡」メールが送信されます。

※パスワードは、英小文字、数字を含む8字以上の半角英数字で設定してください。

※登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は、最初から入力をし直す必要があります。

※登録時に設定したパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておき、大切に保管してください。

会員登録（登録情報を編集）

ログイン後、システム内で「マイページ」を選択し、「登録情報を編集」をクリックしてください。入力画面に従い、「基本情報」の氏名、電話番号、プロフィール写真（証明写真）、住所、自己PR、資格・語学力及び「職歴・学歴」の応募時必須の欄をすべて入力・登録してください。

※「職歴・学歴」の学歴欄は、最終学歴までご入力ください。

※「希望条件」「スカウト設定」は任意でご入力ください。

エントリー

エントリーフォームの必要事項を入力して、エントリーを完了させてください。完了すると、登録したメールアドレス宛てに「エントリー完了のお知らせ」メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に高知県総務部人事課へお問い合わせください。

受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが込み合う恐れがありますので、余裕を持って申込みを行ってください。使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。申込方法等に関するお問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。必ず電話で高知県総務部人事課へお問い合わせください。

なお、エントリー完了後、登録内容の削除（退会手続）を行った場合は受験ができません。

（2）受付

令和8年8月7日（金）午前9時00分から同年8月31日（月）午後5時15分までの間、受験の申込みを受け付けます。

4 選考考査実施内容等

(1) 試験の日時及び場所

日 時	場 所
令和8年9月12日(土) 午前9時30分から ※応募者多数の場合は13日(日)に口述(面接)試験を実施予定。この場合、受験者により集合時間が異なりますので、後日各受験者に集合時間を連絡します。	高知市丸ノ内2丁目1-19 高知県職員能力開発センター

(2) 試験種目及び内容

種 目	内 容
論 文 試 験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
適 性 検 査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
口述(面接)試験	人物、人柄等についての個別面接による試験

(3) 各種目の配点

種目	論文試験	口述(面接)試験	総合得点
配点	100点	100点	200点

5 申込状況の発表

申込状況を随時、高知県総務部人事課のホームページ内に掲示します。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/moushikomi-jyoukyou/>

6 合格発表の時期

令和8年10月上旬に合格者の受験番号を高知県総務部人事課のホームページに掲示するとともに、受験者に直接通知します。

7 任命等

(1) 採用の時期

原則として令和9年4月1日(ただし、欠員の状況により、採用可能な方については、それ以前に採用される場合もあります。)

(2) 勤務場所等

主に幡多看護専門学校に配属され、看護師の養成等の業務に従事します。

なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することもあります。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

(4) 初任給等

令和8年4月1日現在の初任給は、採用前の職歴等に応じて加算される場合がありますが、幡多看護専門学校に配属され、看護師の養成等の業務に従事した場合、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、4年制大学を卒業し、民間病院等の常勤職員として5年間保健師、助産師又は看護師の業務に従事していた場合は260,500円（給料の調整額7,700円を含む。）となります。

また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

8 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

(1) 対象者

受験者全員

(2) 請求期間

合格発表日の翌日から3か月以内

(3) 請求の方法

試験成績開示請求書に必要事項を記入のうえ、高知県総務部人事課へ郵送またはメールで請求してください。試験成績は、申込時に登録いただいたメールアドレスあてに電子データで通知します。

9 その他注意事項

受験票は、試験当日に試験会場で交付します。また、試験当日は次のものを携行し、午前9時30分までに試験会場に集合してください。

○鉛筆（HB数本） ○消しゴム

○時計（携帯電話や計算機能付きのものは使用できません。）

○ボールペン（当日配布する受験票に署名する際に使用します）

高知県総務部人事課

E-m a i l : 110901@ken.pref.kochi.lg.jp

11 試験会場案内図

7

高知県職員（看護教員）採用選考考査実施要領 補足説明

令和8年度高知県職員（看護教員）採用選考考査実施要領の「2 受験資格」に記載している「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の規定は、下記のとおりです。

○保健師助産師看護師学校養成所指定規則（抜粋）

（看護師学校養成所の指定基準）

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所（以下「看護師学校養成所」という。）のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に該当する者（同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

別表三（第四条関係）（抜粋）

教育内容		単位数
専門分野	基礎看護学	一一
	地域・在宅看護論	六（四）
	成人看護学	六
	老年看護学	四
	小児看護学	四
	母性看護学	四
	精神看護学	四
	看護の統合と実践	四
	臨地実習	二三
	基礎看護学	三
	地域・在宅看護論	二
	成人看護学	四
	老年看護学	四
	小児看護学	二
	母性看護学	二
	精神看護学	二
	看護の統合と実践	二

備考 三 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。